

被災者の生活再建を支援し、住宅安定を支援するための改善を求める意見書

1995年1月17日午前5時46分、6,433人が犠牲になった阪神・淡路大震災が発生した、その教訓から、被災者への個人補償を求める運動と世論に押されて、1998年に被災者生活再建支援法が制定されました。

しかし、原則として家屋全壊世帯を対象として限定するほか、所得や年齢などさまざまな制限をもうけ、使途も限られた生活必需品の購入などに制限、支援金は最高で100万円にすぎません。切実な要望であった住宅再建への支援は検討事項とされませんでした。

2000年10月に発生した鳥取県西部地震の際に、鳥取県の片山知事は住宅再建に一律300万円の補助金支給などの住宅再建保障制度を創設しました。

こうしたなか、政府は2003年に自然災害で壊れた住宅の再建委公的支援を新制度＝居住安定支援制度を創設しました。内容は、全壊した自宅の再建に最大200万円としましたが、経費の内訳に制限を加え、ローン利子・保証料、建築確認等の諸経費、賃貸の家賃等の経費に限定しました。震災の被災地や全国知事会などが求めていた住宅本体の建築補修費は、財務省が難色を示したために対象に含まれませんでした。

「居住安定支援制度」がスタートした2004年の夏、台風が10個も日本列島に上陸、10月には新潟中越地震災害が発生しました。新潟県では住宅再建補助金最大400万円(支援法に上乗せ)、徳島県・住宅再建補助金最大300万円(支援法に上乗せ)、京都府・住宅再建補助金最大600万円(支援法に上乗せ)など、被災者生活再建支援法では不十分なゆえ、各都道府県が上乗せせざるを得ない状態になっています。

よって、政府及び国会におかれましては、阪神・淡路大震災以降の自然災害で被災された方々が、早急に公的支援を受けられるよう、次の事項を実現するよう強く求めるものであります。

記

1 被災者生活再建支援制度の改善

支給対象災害・世帯を拡大する。

支給条件を緩和する。(収入・年齢制限の撤廃)

限度額100万円を、当面350万円に増額する。

2 住宅安定支援制度の改善

周辺経費のみならず、住宅本体の建築・補修費を対象にする。

限度額200万円を当面500万円とする。

「災害に係る住宅の被害認定基準」を生活の基盤である住宅再建に資するものに改める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づいて、意見書を提出します。

平成17年3月17日

宮城県名取市議会議長 渡辺 至男

内閣総理大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

総務大臣 殿

国土交通大臣 殿

防災担当大臣 殿